コスモバイタル：更生会社の100％親会社である株式会社コスモバイタル
本事業譲渡契約：更生会社と本スポンサーとの間の2025年３月18日付事業譲渡契約
本事業譲渡：本事業譲渡契約に基づく2025年４月30日付で実行された事業譲渡
更生債権等：更生会社に係る更生担保権及び更生債権

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法等

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　預金質権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権のうち預金債権質権に係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表７「更生担保権（預金質権）弁済計画表」記載のとおりである。

債権者数：８名

総債権額：1,392,600円

２　権利の変更及び弁済方法

別表７「更生担保権（預金質権）弁済計画表」において、確定更生担保権額のうち、更生手続開始後の利息及び遅延損害金は、本更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。

管財人は、前記１記載の確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

第２　リースに係る更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権のうち、リースに係る更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表８「更生担保権（リース）弁済計画表」記載のとおりである。

債権者数：２名

総債権額：4,445,230円

２　更生計画認可決定確定前の処分

前記１の更生担保権について、管財人は、更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、当該更生担保権を被担保債権とする担保権を抹消した上で当該更生担保権に係るリース物件を売却し、その売却代金から売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金債権質権を設定することができる。

管財人は、本更生計画認可決定確定日までに前記に従って売却が完了した更生担保権については、当該預金債権質権額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

３　権利の変更及び弁済方法

管財人は、確定更生担保権全額を、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。

第３　条件付更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権のうち、条件付更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」記載のとおりである。

債権者数：１名

総債権額：6,842,000円

２　更生計画認可決定確定前の処分

前記１の更生担保権について、前記第２の２の規定を適用する。

３　権利の変更及び弁済方法

⑴　停止条件が成就した場合

管財人は、別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、同別表記載の確定した更生担保権額の全額を、当該条件成就の日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１か月以内で管財人の指定する日に、一括弁済する。なお、管財人は、条件付更生担保権が預金債権質権である場合には、後記第５章第１節による預金債権質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

⑵　停止条件が成就しない場合

管財人は、本更生計画認可決定日から１か月以内に別表９「更生担保権（事前求償権）弁済計画表」の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就しない場合、かかる停止条件が成就しなかった同別表記載の更生担保権は消滅する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　確定優先的更生債権（公租公課）

確定優先的更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。

債権者数：１名

総債権額：6,892,083円及び額未定

第２　権利の変更及び納付方法

１　延滞金の免除

別表10「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の優先的更生債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、当該更生計画認可決定日）までの延滞金及び本更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金については、徴収権者の意見を聴いた上で、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

２　納付方法

前記１による免除後の公租公課に係る優先的更生債権については、本更生計画認可決定確定日から１か月以内に、納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定一般更生債権（後記第２乃至第４を除く。）

１　確定一般更生債権

確定一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表11「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

債権者数：82名

総債権額：880,218,655円及び額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定後の利息の請求権等

前記１の確定一般更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び遅延損害金の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、本更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

⑵　元本等

ア　権利の変更

前記１の確定一般更生債権のうち確定した更生債権の元本等について、債権者毎に以下のとおり権利の変更を行う。

区分：債権額：権利変更の内容（弁済率）

１：10万円以下の部分：全額弁済

２：10万円を超える部分：9.7％に相当する額

なお、別表４「清算貸借対照表（開始決定日）」のとおり、更生会社の清算配当率は０％であるところ、上表のとおり、一般更生債権に対する本更生計画における弁済率は、当該清算配当率を上回るものである。

イ　元本等の免除

元本等については、本更生計画認可決定日に、別表11「一般更生債権弁済計画表」記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記ウ②の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。